

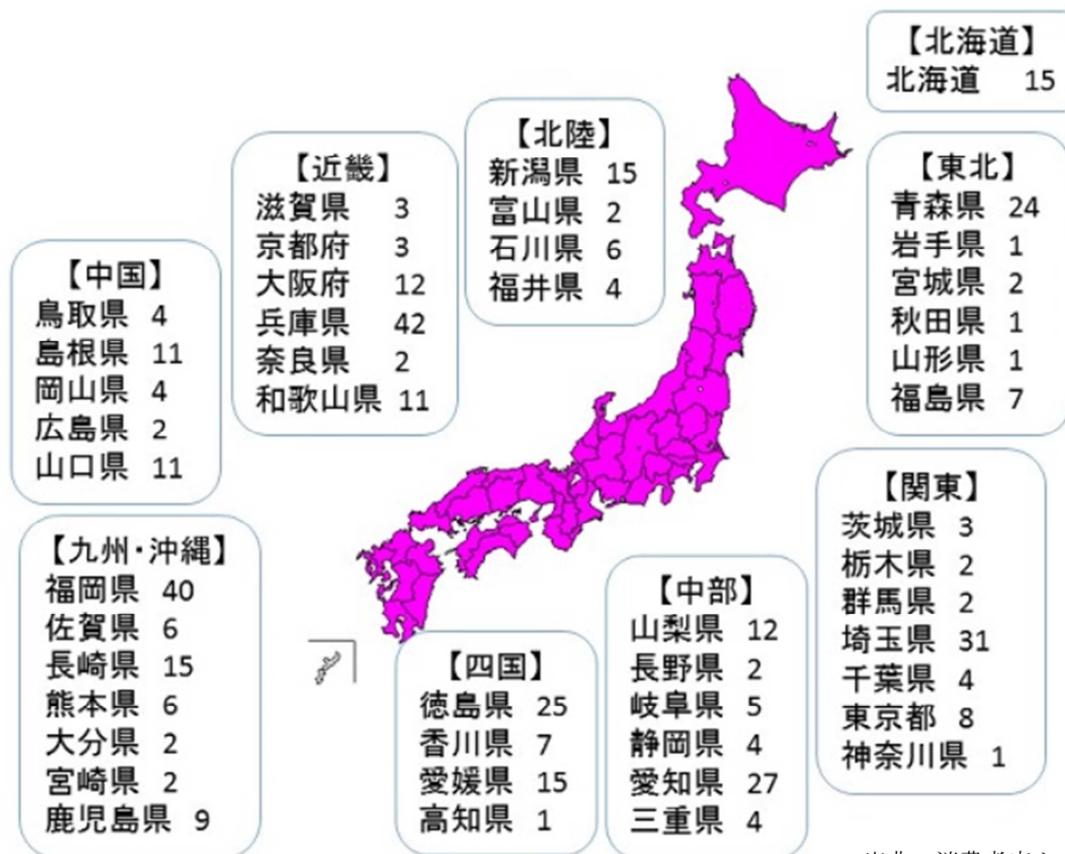
令和5年1月31日

消費者安全確保地域協議会の設置状況について

(くらし・環境部県民生活課)

1 全国の設置状況

令和4年12月末時点で416の自治体に設置されている。(道府県設置を含む)



出典：消費者庁ホームページ

2 他県自治体の取組例

(1) 愛知県

- ・ 県域の団体と情報交換、協議を行うことで市町村における設置の機運を醸成
- ・ 設置を検討している市町からの要望に応じた支援

(2) 埼玉県

- ・ 福祉部局主体の会議への参加を促進し、消費者安全確保地域協議会設置を支援
- ・ 福祉の見守りネットワークへの参画（例：埼玉県吉川市）
- ・ 包括的支援体制への参画（例：埼玉県比企郡鳩山町）

3 静岡県内における設置状況

- ・ 県域協議会設置（令和元年12月）
- ・ 富士市における設置（令和2年11月）
- ・ 東伊豆町における設置（令和3年8月）

- ・南伊豆町における設置（令和4年7月）

4 南伊豆町の設置（令和4年度設置）

- ・南伊豆町では、平成24年度から警察、消防、介護事業所、金融機関、小売店、宅配業者、電気事業者、民生委員等を構成員とした「南伊豆町高齢者見守りネットワーク」をつくり、町民の見守り活動を行っている。
- ・これまで毎年開催される関係者の連絡会議で構成員の情報共有を図っていた。
- ・住民の安否確認が主であるが、以前には消費生活センターが参加した勉強会も開催しており、現在の見守り活動に消費の視点を取り入れることで、既存の活動が消費者安全確保地域協議会としての活動となった。

項 目	内 容
協議会の名称	南伊豆町高齢者見守りネットワーク
設置年月日	令和4年7月7日
構成機関	下田警察署、下田地区消防組合南伊豆分署、賀茂医師会、介護事業者町内医療機関、町社会福祉協議会、町民生委員・児童委員協議会、郵便局、宅配業者、金融機関、コンビニエンスストア、運送業者、電気事業者等
事務局	南伊豆町地域包括支援センター
要 綱	「南伊豆町高齢者見守りネットワーク設置要綱」

5 その他の市町の概要

(1) 富士市

項 目	内 容
協議会の名称	富士市消費者安全確保地域協議会
設置年月日	令和2年11月12日
構成機関	富士市消費生活センター、富士市高齢者支援課、地域包括支援センター、社会福祉協議会、富士警察署等計9機関
事務局	富士市市民安全課
要 綱	「富士市消費者安全確保地域協議会設置要綱」

(2) 東伊豆町

項 目	内 容
協議会の名称	東伊豆町あんしん見守りネットワーク
設置年月日	令和3年8月24日
構成機関	小売業者、新聞店、宅配業者、介護事業者、金融機関、ガス・電気事業者、民生委員、等計86機関
事務局	東伊豆町地域包括支援センター
要 綱	「東伊豆町あんしん見守りネットワーク事業実施要綱」